平成２３年（フ）第２４０号
沖縄県沖縄市泡瀬６丁目24番29号　荻道ＡＰ201号
債務者　比嘉たつえ
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１０６８号
東京都八王子市久保山町２丁目53番地４
債務者　諏訪ひとみ
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４８１号
静岡県袋井市浅羽2130番地　タウンハイツ201号室
債務者　儀間　和訓
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１４２５３号
東京都品川区東大井２丁目20―４―202
債務者　臼井ゆかり
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３５２号
東京都杉並区堀ノ内１丁目13―４―106
債務者　篠崎　節子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６号
静岡県富士市久沢２丁目２番10―２号、前住所静岡県富士市入山瀬803番地の５
債務者　大川ふみ子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時50分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１２９７号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目48番地２カーサ恵203号
債務者　夫馬　康晴（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３１６号
東京都八王子市弐分方町698番地11レオネクストジゴジ３　108号
債務者　安野　秀之
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１２７号
北海道苫小牧市川沿町６丁目13番４号
破産者　山本　和子
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２号
岩手県釜石市天神町５番17号　旧釜石小学校跡地　仮設住宅４―２号、住民票上の住所岩手県釜石市鵜住居町第15地割44番地５
破産者　藤原　孝治
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１７８８号
仙台市青葉区宮町２丁目３番21号　メゾン宮町302、申立時の住所宮城県塩竈市玉川１丁目８番43号　レオパレス玉川101号
破産者　境野　佑子（旧姓廣林）
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
埼玉県飯能市大字中藤下郷113番地
破産者　水野由紀夫
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４７１号
埼玉県富士見市水谷東３丁目47番10号
破産者　早乙女克已
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４７２号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目１番55号第３サクセスハイツ202
破産者　早乙女清吾
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５７５号
埼玉県入間郡三芳町大字上富2161番地３
破産者　武藤　健一
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８９０号
山梨県山梨市小原東1289―１　ウエストサイドＢ101、住民票上の住所静岡県焼津市小屋敷600番地の１
破産者　鈴木　　淳
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９０号
静岡市清水区三保3266番地の20、前住所静岡市清水区石川新町13番６号
破産者　山本　啓二
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部